

第6号様式（第19条関係）

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都府知事	平成24年7月23日
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 大阪市中央区難波5丁目1番5号	氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 株式会社 高島屋 代表取締役 鈴木 弘治

主たる業種	百貨店・総合スーパー						細分類番号	5	6	1	1
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号										
計画期間	2011(平成23)年4月から2013(平成26)年3月まで										
基本方針	エネルギー・水道消費の削減、廃棄物排出量の削減等、全部門環境マネジメントシステムにより前年実績の1%削減を目指す										
計画を推進するための体制	店長を本部長とする環境・社会貢献委員会及び省エネルギー推進委員会を月例開催										
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量 基準年度(20~22)年度	19,923.6トン	第1年度(23)年度	18,396.6トン	第2年度(24)年度	トン	第3年度(25)年度	トン	-7.7	バーセント	
	事業活動に伴う排出の量 (床面積・営業時間)×100	19,996.0トン		18,396.6トン		トン		トン	-8.0	バーセント	
	評価の対象となる排出の量 ()										
	実績に対する自己評価	23年度緊急節電対策の実施及び店舗内照明LED化により大幅な削減を達成することができたが、今後も構造LED化の実施等エネルギー使用量の削減を目指す。									
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途 原単位の指標	基準年度(22)年度	第1年度(23)年度	第2年度(24)年度	第3年度(25)年度	増減率					
	京都店 事業活動に伴う排出の量 (床面積・営業時間)×100	3.92	3.61			-7.91	バーセント				
	事業活動に伴う排出の量 ()						バーセント				
	実績に対する自己評価	延床面積・営業時間はほぼ前年通りとなっていることから、大幅なエネルギー使用量の削減を達成することができたが、今後も継続し削減に取り組みます。									
	重点的に実施する取組の実施状況	基準年度(22)年度	第1年度(23)年度	第2年度(24)年度	第3年度(25)年度	備考					
		66.0バーセント	71.0バーセント			バーセント					
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	店舗内LED照明の導入、エレベーターインバータ化等									
	(24)年度										
	(25)年度										
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	全日マイカー通勤原則禁止									
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	社内規定による									
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度(23)年度	第2年度(24)年度	第3年度(25)年度	備考						
	森林の保全及び整備によるもの	トン	0.0トン	0.0トン							
	府内産の木材の利用によるもの	トン	0.0トン	0.0トン							
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	0.0トン	0.0トン							
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	0.0トン	0.0トン							
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	0.0トン	0.0トン							
	合計	0.0トン	0.0トン	0.0トン							
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	高島屋グループは地球環境を守るために、地球温暖化防止への貢献に重点をおき、CO2の削減を中心にさまざまな活動を行うことにより、環境問題の解決につながる21世紀の心豊かなライフスタイルを提案していきます。										
特記事項	ISO14001における京都店・洛西店環境保全責任者は京都店長としていることから京都店執行役員店長米田庄太郎を代理人と定め、京都店・洛西店に係る京都府地球温暖化対策条例に基づく届出及びその訂正、受領に関する一切の権限を委任しております。										

注1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。